



# アルゼンチン共和国

(Republic of Argentine)

## 目次

1. 侵害対策関連法令 .....	1
2. 侵害対策関係機関 .....	3
3. 侵害の定義 .....	7
4. 侵害の発見から解決までのフロー .....	12
5. 侵害に対する救済手段 .....	19
6. 留意事項 .....	30
7. その他の関連団体 .....	32

### 1. 侵害対策関連法令

#### 1.1 特許及び実用新案法

Patents and Utility Model Law (No.24.481 of March 30, 1995, as amended by Law No.24.572 of September 28, 1995 and Law No. 25.859 of December 4, 2003)

第2部 特許 第2章 特許を受ける権利

第8条 特許を受ける権利と排他権

第3部 実用新案

第58条 特許の規定の準用(第8条)

第6部 特許と実用新案の権利侵害

第75条-第81条 処罰

#### 1.2 工業意匠法

Industrial Designs Law (Law No. 6673 of August 9, 1963)

第1条 意匠権者の権利

第19条 権利者による提訴

第20条 侵害者の賠償義務

第21条 侵害者に対する処罰

### 1. 3 商標法

Trademarks and Designations Law (Law No. 22.362 of December 26, 1980, added Collective mark by Law No. 26.355 of February 28, 2008)

第1部 商標 第1章 商標の所有権

第4条 商標権者の権利

第3部 違法行為 第1章 処罰対象行為と訴訟

第31条 処罰

第34条 救済

### 1. 4 農産物及び食品の原産地表示法

Legal Regime for Indications of Source and Geographical Indications of Agricultural and Food Products (Law No. 25.380 of November 30, 2000, as amended by Law No. 25.966 of November 17, 2004)

第5章 法的保護

第26条 登録者の権利

第27条 表示上の禁止事項

第8章 侵害及び罰則

第41条 侵害や違反行為の定義

第42条-第44条 罰則

### 1. 5 ワイン及び蒸留酒の原産地表示法

Legal Regime for Designation of Wines and Spirits derived of Wine (Law No. 25.163 of September 15, 1999, effective by Decree 57/2004 of 14 January 2004)

第30条 権利者の法的保護

第34条 禁止事項

第35条 権利の範囲

第44条 違反行為

第45条-第49条 制裁及び罰則

### 1. 6 著作権法

Legal Intellectual Property Regime (Copyright Law), (Law No. 11.723 of September 28, 1933, as last amended by Law No. 24.870 of August 20, 1997 and Law No. 26.570 of November 25, 2009)

第9条 所有者の権利

第71条-第74条の2 侵害に対する制裁及び罰則

アルゼンチンでは、上記のほか、民法、刑法、税関法(Law No.25.986 as amended by

Law No.26.458)、消費者保護法(Law No.26.361)が侵害判断や法的手続きで利用することができる。また、TIPRS の規定は国内法に盛り込まれているものの、実務上は積極的に使うことができる。なお、メルコスール条約アスンシオン法(Mercosur Treaty, Asuncion Act 1994)の締約国である。半導体集積回路配置に関する法規は現在のところ未整備である。

## 2. 侵害対策関係機関

### 2. 1 国家知的財産庁

**Instituto Nacional de la Propiedad Industrial (INPI)**

住所: Address: Paseo Colón 717 (C.P. 1063ACH)  
(C1063ACH) Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

電話: +54-11-4344-4969; 800-222-4674

Fax: +54-11-4344-5286

Website: [http:// www.inpi.gov.ar](http://www.inpi.gov.ar)

[知的財産権の申請登録手続き及び保護、知的財産制度の普及、関連機関との協力。なお、紛争解決や執行権限はない。]

### 2. 2 国家著作権監督局

**Dirección Nacional del Derecho de Autor**

**Ministerio de Justicia y Derechos Humanos**

住所: Moreno 1228  
(C1091AAZ) Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

電話: +54-11-4124-7200

E-mail: [info\\_dnda@jus.gov.ar](mailto:info_dnda@jus.gov.ar)

Website: [http:// www.jus.gov.ar/derecho-de-autor.aspx](http://www.jus.gov.ar/derecho-de-autor.aspx)

[知的創作の推進及び著作権の登録業務、関連機関との協力を行う。]

### 2. 3 税関総局

**Dirección General de Aduanas**

**Administración Federal de Ingresos Públicos (AFIP)**

住所: Azopardo 350  
(C1107ADD) Ciudad de Buenos Aires

Argentina

電話: +54-11-4338-7653

Website: <http://www.afip.gob.ar/aduanaDefault.asp>

[税関は、輸出入貨物の通関、課税、検査、統計等の業務を主に行い、知的財産権侵害の取締りも 2007 年 4 月から不正商標部を設立して対応している。]

## 2. 4 連邦警察

**Policía Federal Argentina**

住所: Moreno 1550

(C1093ABD) Ciudad de Buenos Aires

Argentina

電話: +54-11-4346-5700; 800-555-5065

Website: <http://www.pfa.gob.ar>

[アルゼンチン国内全体での違法行為を防止し、公正な秩序を維持する中央政府の警察組織である。知的財産及び関連の権利侵害などの不正行為を調査し、裁判所の執行などの支援を行う。]

## 2. 5 首都警察

**Policía Metropolitana**

住所: Av. Patricios 1142

(C1265AER) Ciudad de Buenos Aires

Argentina

電話: +54-11-4323-8900

Website: <http://www.metropolitana.gov.ar>

[ブエノスアイレス市を統括するために新たに設置され、市内の違法行為を防止し、公正な秩序を維持する警察組織である。知的財産権及び関連の権利侵害など不正行為を調査する。]

## 2. 6 連邦検察院

**Procuración General de la Nación**

住所: Av. de Mayo 760

Guido 1577, Buenos Aires

Argentina

電話: +54-11-4338-4300

Website: <http://www.fiscales.gob.ar/>

[連邦検察院は検察の最高機関である。アルゼンチンの検察院は各地に配置

される連邦検察事務所と一般検察事務所からなり、事件内容で担当が異なる。通常は、その地域の検察事務所が知的財産権侵害の申立を受け、調査の実施、被疑侵害者の特定を担当する。]

## 2. 7 最高司法裁判所

**La Corte Suprema de Justicia de la Nación**

住所: Talcahuano 550  
(C1013AAL) Ciudad Autónoma de Buenos Aires  
Argentina

電話: +54-11-4370-4600

Website: <http://www.csjn.gov.ar/>

[アルゼンチンにおける司法の終審裁判所である。]

## 2. 8 ブエノスアイレス連邦民商事裁判所

**Poder Judicial de la Nación in Buenos Aires:**

住所: Libertad 731  
Ciudad de Buenos Aires,  
Argentina

Website: <http://www.pjn.gov.ar/>

[民商事連邦裁判所は当事者間の紛争及び行政訴訟を担当し、各地に11カ所が設置されており、上記はブエノスアイレス市の民商事連邦裁判所である。]

## 2. 9 ブエノスアイレス連邦刑事裁判所

**Cámara Federal de Casación Penal in Buenos Aires:**

住所: Av. Comodoro Py 2002  
Ciudad de Buenos Aires,  
Argentina

Website: <http://www.pjn.gov.ar/>

[刑事裁判所は刑事訴訟を担当し、各地に12カ所が設置されており、上記はブエノスアイレス市の連邦刑事裁判所である。]

## 2. 10 公正取引委員会

**Comisión Nacional de Defensa de la Competencia (CNDC)**

住所: Av. Julio A. Roca 651, 4th floor  
(1322) Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

Tel: +54-11-4349-3480/4097

FAX: +54-11- 4349-4125

Email: [cndc@mecon.gov.ar](mailto:cndc@mecon.gov.ar)

Web: [http:// www.cndc.gov.ar](http://www.cndc.gov.ar)

[独占禁止法、不公正取引行為に関する調整を行い、一般消費者の利益を保護するための機関である。]

## 2. 11 消費者保護及び仲裁機構

**Dirección Nacional de Defensa del Consumidor y Arbitraje de Consumo**

**Secretaría de Comercio**

住所: Av. Julio A. Roca 651

(1322) Ciudad de Buenos Aires

Argentina

Tel: +54-11-4349-4172; 800-666-1518

Email: [consultas@consumidor.gov.ar](mailto:consultas@consumidor.gov.ar)

Web: [http:// www.consumidor.gov.ar](http://www.consumidor.gov.ar)

[アルゼンチン各地に製品の製造、販売及びサービスの提供において消費者が被害をこうむった場合の救済を目的に設置されている機関であり、一般消費者の権益を保護するための機関であり、請求されたクレームの解決にあたる。なお、こうした請求は裁判所も受理する。]

## 2. 12 ネットワーク情報センター

**NIC-Argentina**

住所: Juncal 847

(C1062ABE) Ciudad de Buenos Aires

Argentina

電話: +54-11-5217-9119; 810-345-2546

E-mail: [dnsadmin@nic.py](mailto:dnsadmin@nic.py)

Website: [www.nic.ar](http://www.nic.ar)

[アルゼンチンの通信委員会の下位組織であり、ドメイン登録及び管理業務を行い、ドメイン紛争の解決も担当する。その決定に不服の場合は提訴できる。]

### 3. 侵害の定義

#### 3.1 特許及び実用新案

特許権者及び実用新案権者(以下合わせて、特許権者という)の承諾なく、権利存続期間中にアルゼンチン国内で、特許及び実用新案法(以下、特許法という)第8条により独占的に実施する権利が付与された特許権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。なお、実用新案権は、特許法第58条の規定により特許権と同じ権利を享受する。

特許法第8条及び第76条に規定される特許権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 特許製品を製造する行為
- (b) 特許製品を使用する行為
- (c) 特許製品の販売を申出、展示する行為
- (d) 特許製品を販売する行為
- (e) 特許製品を輸入する行為
- (f) 特許方法を実施する行為
- (g) 上記を許諾或いは教唆、幫助する行為

注意すべき事項は下記の事項である。

- ・ 虚偽表示は刑事罰の対象である。(第78条)
- ・ 仮差止を担保の支払いを条件に請求できる。(第83条)
- ・ 方法特許の侵害の場合、被告は不使用の挙証義務がある。(第88条)

#### 対象外規定

- (1) 非商業的目的で学術的及び又は研究活動で実験的に特許を使用する行為
- (2) 医師の処方箋に基づく個人的に又は薬剤師による医薬品の通常の処方、或いはその処方医薬品にかかる行為
- (3) 合法的に他国での特許製品或いは特許方法が使用された製品の取得、使用、輸入或いは市場化する行為(TRIPS協定第3部第4節 国境措置に関する特別の要件に適合する場合)
- (4) アルゼンチン領域内を偶然に又は一時的に通過する外国籍の陸上車両、海上船舶又は航空機上で特許を実施する行為で、その実施が専ら当該車両、船舶、航空機の用途のみに限られる場合  
(以上、第36条)

保護期間：特許：出願日から 20 年間（第 35 条）

実用新案：出願日から10年間（第54条）

### 3. 2 工業意匠

意匠登録権者の承諾なく、権利存続期間中にアルゼンチン国内で、工業意匠法第 1 条及び第 19 条により独占的に実施する権利が付与された意匠登録権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

工業意匠法第21条に規定される意匠登録権者の禁止権の対象は次の行為である。

産業及び販売目的で

- (a) 意匠製品及びその模倣品を製造及び製造を幫助する行為
  - (b) 意匠製品及びその模倣品の販売、販売の申出、展示、輸出入、及びその他の商取引行為
  - (c) 意匠製品及びその模倣品の所持、及び製造者の情報を隠匿する行為
  - (d) 登録意匠権を保有していると虚偽表示する行為
  - (e) 他人の登録意匠の図面を自身のものとして販売する行為
- （以上、第21条）

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 無審査登録であり、優先権主張を伴う登録意匠の権利期間は基礎出願の存続期間を超えることができないとの規定がある。（第14条）
- ・ 仮差止を担保の支払いを条件に請求できる。（第24条）
- ・ 民事及び刑事訴訟で暫定救済を請求できる。（第25条）
- ・ 刑事処分請求の時効は最後の発生日から2年以内である。（第27条）

対象外規定

- ・ 先使用には権利行使できない。（第14条）

保護期間：出願日から 5 年間（その後同じ期間 2 回更新可能、最大 15 年間）  
（第 7 条）

### 3. 3 商標及び営業標識

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にアルゼンチン国内で、商標法第 4 条により付与される商標権及び第 27 条で所有が認められる営業標識（営業上の名称や標識）を実施する行為は侵害対象行為と見做される。商標権者及び専用実施



権者は侵害行為を禁止する権利を有し、関係機関に提訴する権利を有する。

商標法第31条に規定される商標権者の禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 登録商標又は営業標識を許諾なく使用する行為
  - (b) 登録商標又は営業標識を偽造、或いは不正に模倣する行為
  - (c) 偽造又は模倣した商標又は営業標識を使用する行為
  - (d) 偽造又は模倣した商標又は営業標識の販売、販売の申し出する行為
  - (e) 登録商標又は営業標識を無断で販売、販売の申し出する行為
  - (f) 偽造又は模倣した商標又は営業標識を付した商品又はサービスを販売申出、販売又は販売活動に供する行為
- (以上、第31条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 商号等の営業標識の所有権は事業の廃止により消滅する。(第30条)
- ・ 提訴日前の5年間に商標の使用がない場合、商標権の無効請求を受けると権利が失効する。(第26条)
- ・ 商標権の民事請求の時効は侵害行為から3年、或いは商標権者が知りえた時から1年である。(第36条)
- ・ 15日以内の提訴を条件に仮差止を請求できる。(第38条)

#### 対象外規定

特に、明確な規定はない。

保護期間:登録日から10年間(存続期間満了前5年以内に使用した宣誓供述書等の提出を条件として、同じく10年更新可能、最大無期限)(第5条)

### 3.4 原産地表示

農産物及び食品、ワイン及び蒸留酒の供給者で原産地表示の登録者は、関連法に規定される不正な行為を禁止することができる。

登録権者の原産地表示にかかる禁止権の対象は次の行為である。

- (a) 原産地からの又は同じ部類でない農産物或いは食品に原産地表示をする行為
- (b) 原産地の名声にあやかること目的で、登録された表示と類似する表示をする行為
- (c) 製品の供給源、起源、性質又は本質的な特徴について、虚偽又は誤認、紛らわしい又は欺瞞的表示をする行為

- (d) 消費者に真正な出所や顕著な品質について誤認させ、不公正な競争を構成するその他の販売行為  
(以上、農産物及び食品規定第27条、ワイン及び蒸留酒規定第33条)
- (e) 製品本来の原産地表示はあるものの、例えば、「種類」、「製造」、「タイプ」、「スタイル」或いはその他の類似する、又は翻訳した表示を加えて、不正や模倣、或いは類推などをさせるような行為  
(以上、ワイン及び蒸留酒規定第33条)
- (f) 原産地の表示の名前、記号や標章を他の農産物や食品に使用することで、原産地名称の体制やイメージを毀損する行為  
(以上、農産物及び食品規定第41条、ワイン及び蒸留酒規定第44条)

対象外規定 特に、明確な規定はない。

保護期間： 登録が取り消されるまで

### 3.5 著作権

著作権者の承諾なく、権利存続期間中にアルゼンチン国内で、著作権第2条に規定される著作権者の権利を実施する行為は侵害対象行為と見做される。

著作権法に規定される著作権者の禁止権の対象は、主に著作権法第2条が規定する公表、発行、展示、公演、譲渡、翻訳、頒布及びその他の形式での利用であることに対するものであるが、第71条から第74条にあらゆる形態での詐欺的な行為について、具体的な禁止行為を規定している。

- (a) 著作物を許諾なく編集、販売、或いは複製する行為
- (b) 既刊複製物と偽造、或いは許諾を受けた発行者と誤認させる行為
- (c) 著作物の著作者、名称、又は内容を不正に改竄するなどして、発行、販売、或いは複製する行為
- (d) 許諾された以上の部数を発行、複製する行為  
(以上、第72条)
- (e) 利益目的で録音物を書面による許諾なく複製する行為
- (f) 利益目的で不正な複製録音物を許諾なく業者を使い複製する行為
- (g) 第三者から有料で注文を受けて不正な複製録音物を作成する行為
- (h) 合法的な出所を表示した証票を提供できない不正な複製物を販売、展示する行為
- (i) 一般頒布流通目的で不正な複製物を輸入する行為  
(以上、第72条の2)

- (j) 著作権者の許諾なく演劇や文学作品、或いは音楽を実演や興行をする行為(第73条)
- (k) 不当に著作権者やその相続人などと称し、或いは権利者の執行と主張して、合法的な公演を中止させる行為(第74条)

注意すべき事項は下記の通りである。

- ・ 電子通信の急速な進歩により、規定を運用で読み換えた適用が可能であるとの現地弁護士の見解があるので、必要に応じて、現地から判定コメントを入手することをお勧めする。

#### 対象外規定

- (1) 教育、研究や学習目的のための上演
  - (2) 国の機関による上演
  - (3) 承認された機関による身障者のための複製や配布
- (以上、第36条)

個人の使用や安全対策目的でバックアップ複製することを禁止するなどの明確な規定はないが不公正取引行為であると民法や刑法及びその他の関係法規を適用して判断される行為以外は非侵害の対象となると考えられる。

#### 保護期間:

- 著作物の発表から著作者の生存期間及び死後翌年1月1日から70年間
- 共同著作の場合、同上で最後の著作者の死後翌年1月1日から70年間
- 相続人不在等の場合は国に帰属する。(以上、第5条)
- 録音著作物は発表の翌年1月1日から70年間(第5条の2)
- 組織が所有する著作者不明の作品は発行日から50年間(第8条)
- 写真作品は発行日から20年間(第34条)
- 映像作品は最後の著作者の死後から50年間(第34条)

### 3.6 不正競争

#### ・トレードドレス

アルゼンチンには対応した法規がないため、商標法や著作権法の原則が、それぞれの状況に応じて適用できる。未登録商標(de facto trademarks)は複数の判例で既に商標権のように認められている例がある。この場合、市場で早くから長く使用されており、一定の顧客があることまでの証明は求められないが、一定の周知性や著名性があることを条件に権利行使することが認められている。

#### ・不正競争防止法

アルゼンチンには対応した法規がないため、民法第 953 条に定める不正取引や不正競争行為を、それぞれの状況に応じて適用することができると考えられる。

#### ・消費者保護法 (Consumer Law No. 26.361)

消費者と小売店やサービス店の取引における不正を防止する法律として運用されている。この法律は、広告と販売した現物が違う虚偽の表示行為、再生品を新品として販売する行為、販売の申し出や契約違反に応じない行為、保証義務を放棄する行為、及びサービスの欠陥を修復しない行為などを義務違反行為の対象としている。(第 3 条、第 9-11 条、第 23 条)

なお、アルゼンチンでは財産権が不利益を被ったことを立証できれば民法の適用を受けて、損害を回復することができるとの原則がある。損害を立証できれば、民法に依拠することも可能ではある。一方、刑事罰は虚偽表示や不正行為を対象として、刑法第 172 条に基づく制裁を求めることができる。対象となる法規がないものの損害や不正行為が明確に立証できる場合は、現地の弁護士に対応を相談することをお勧めする。

### 4. 侵害の発見から解決までのフロー

アルゼンチンは、南米の最南部に位置し、日本の約 7.5 倍の広さの国土に人口約 4,200 万人が生活している。主要産業は農牧業(油糧種子、穀物、牛肉)と食品加工業や自動車産業及びエネルギーである。アルゼンチンは農業国であるために、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの4か国と南米南部自由貿易圏(メルコスール)の拡大を目指すとともに、従来からの取引である欧米に加えて、中国、韓国や日本、アセアンなどアジアとの貿易拡大を目指している。しかし、主要国からの経済協力や支援を受けている状況であり、経済面では課題が多いといえる。

日本ではサッカーやタンゴなどの音楽で知られるアルゼンチンは電気製品や衣類、音楽製品などの大衆消費財、自動車部品、玩具、医薬品や農薬を、主に輸入に頼っているために商標権や著作権を侵害する模倣品や侵害品、



また海賊版(以下合わせて、侵害品という)が流入し、ブエノスアイレス市、或いはその近郊に所在するラ・サラダ(La Salada)と呼ばれる商品マーケット(La Saladita や Fairとも呼ばれる)で販売されている。また、中国やアジアからの侵害品がパラグアイ国境のシウダ・デル・エステ(Ciudad del Este)周辺が中心拠点として取引されており、アルゼンチンに流入後、ブラジルへ再輸出されていると言われている。なお、シウダ・デル・エステの詳細は、侵害ミニガイドのパラグアイ編をご参照ください。



ところで、アルゼンチン商工会議所の発表によると、ラ・サラダなどの商品マーケットの数はブエノスアイレス市だけでも 1,900 を超えており、商品マーケットでは侵害品が製造されたり、小売店向けに販売、或いは再販売されたりしており、このビジネスモデルは毎年拡大する一途で、その販売額も年率 10%超で成長している。こうした状況はその他の主要都市であるコルドバ、サンタ・フェ、メンドサや北部のサン・ミゲル・デ・トゥクマンなどでも見られるようになってきている。なお、知的財産権を侵害する商品がインターネットを介して販売される状況も増加している。

なお、アルゼンチンは税関において、知的財産権侵害の検査を 2007 年より開始している。現在は、主に商標権侵害のみを職権、或いは権利者による登録商標の事前税関登録に基づき輸入貨物から侵害品を摘発し、権利者の確認を得て処分する活動を行っている。

#### 4.1 侵害の発見

アルゼンチンでの侵害品は、人口の約 40%弱が居住するブエノスアイレス市とその周辺の商品マーケット、或いは税関で発見されるされることが多いため、現地法人、現地のディーラー、販売代理店やライセンス関係のある現地企業などから、主要都市部のラ・サラダ商品マーケットや最近利用が急増しているインターネット通販で侵害品を発見したとの報告を日本企業は受けることが多い。

ブエノスアイレスの商品マーケットのラ・サラダ・フェアは、毎年拡大傾向にあり、現在は4つのマーケット、プンタ・モゴテス(Punta Mogotes)、ウルクピーニャ(Urkupiña)、オーシャン(Ocean、室内)及びラ・リベラ(La Ribera、青空市場)に分かれており、約 3 万店舗がリアチュエーロ(Riachuelo)と呼ばれる複数の川沿いに軒を並べている。マーケットは週に 2 回開かれており、100 万人の利用者が写真にある

ように靴、鞆などから音楽や映画の CD や DVD、音響機器などあらゆる商品を購入したり、転売したりするなど、侵害品の供給基地にもなっている。こうした商品マーケットは市場でありながら、最近インターネット通販も開始している。こうした状況は、例えば、下記のようなウェブサイトを確認することができる。

Paseo de Compras PUNTA MOGOTE <http://www.puntamogote.com.ar/>

Mercado LA SALADA <http://www.mercadolasalada.com>

現地から侵害品の報告を受けた場合、地域的な問題から現物入手できないために、侵害品自体やそのパッケージを撮影した写真、販売資料のコピーを入手する。併せて、侵害品を入手した状況や販売されている状況について説明を求め、詳しい状況を同時に聴取し、確認することが重要である。

なお、アルゼンチンにおける知的財産権侵害は、主に商標権や著作権であるため、できるだけ自社製品と比較や鑑定ができるような被疑侵害品の写真が好ましく、被疑製品やパッケージなどに記載されている商標や商号などの表示部分に加えて、真正品と比較分析できる侵害品の該当部分を適切なアングルで撮影した写真も入手することが好ましい。

#### 4. 2 証拠の収集

被疑侵害品の証拠を収集する場合、その製造会社、取り扱いディーラー、販売店などから証拠となる侵害品サンプルを収集することになる。なお、必要に応じて、原材料や部品、付属品を供給する会社も侵害を構成する可能性があるため、関係する全ての被疑侵害者を対象とするよう意識的に対象者を選定する。



証拠収集は、商品マーケット或いは特定な店舗を訪問し、被疑侵害品のサンプルを入手する。ここでは被疑侵害品だけではなく、被疑侵害品と被疑侵害に関係する会社を示すことができる、例えば、請求書、売上伝票などの証拠も入手する。この作業は経験のある現地弁護士事務所に依頼することをお勧めする。

証拠の収集では、疑わしい店舗が対象となるような場合、公証人を帯同し、店舗での購入状況を立証できるように、店舗、店舗の場所、購入内容などを公証する。

また、収集する場所が通常では入れない場所や危険を伴うような場合は、その地域の警察、或いは管轄する検察事務所に被疑侵害情報を通知し、調査や被疑侵害サンプルの収集を行うよう要請することも一つの手法である。

なお、収集した被疑侵害品のサンプルに対しては、商標や著作権の侵害について主張できるかどうか、本体、パッケージ、付属する説明書などの記載を自社製品のものと比較検討する。証拠収集においては、こうした観点から証拠を選定する。

#### 4.3 侵害者の特定

アルゼンチンで侵害者を特定する一般的な方法は、請求書や売上傳票に記載される会社とその住所に基づくことが普通であり、その書類自体が侵害品を販売している証拠となる。アルゼンチンで販売される全ての商品には製造者とその住所表記が義務づけられており、販売者と製造者が異なる場合は、製造者を確認することができる。しかし、こうした製造者の記載がないと言うことは、その製品自体が侵害品であると言える。

こうした場合、調査会社による調査をするよりも、販売者から情報を得るか、ブエノスアイレスの警察は日頃の活動からある程度の情報を持っているので、具体的には警察が販売者の捜査をすることにより、製造者や販売者の情報を開示させる手段を採る方が、その後の民事訴訟などの手続きに利便性がある。

アルゼンチンには民間の調査会社や南米南部をカバーする調査会社が存在するので、調査会社に依頼し、商品マーケットにおいて、侵害に加担する販売店、或いはディーラー、製造者に加えて、その店舗や倉庫に侵害品があるかどうかを確認することもできる。こうした調査会社のスタッフは概ね元軍隊や元警察の職員であるため、調査会社のコントロールは不慣れな日本企業には難しく、現地の弁護士に依頼することで、コストは高くなるものの、実効を上げることができる。

なお、税関で被疑侵害品が発見された場合は、輸出業者や輸入業者、また荷受人が関係書類に記載されているため、比較的容易に特定することができる。

アルゼンチンでは行政摘発が制度として存在しないため、侵害に対しては、民事訴訟を提起することが一般的で、暫定的な差止や証拠保全には裁判所に仮差止を請求して、それが受理されるような証拠や情報を入手することが必要である。従って、権利行使に精通している現地の法律事務所を通じて、証拠収集と被疑侵害者の特定を進めることが勧められる。

#### 4.4 権利行使の判断

アルゼンチンの知的財産権事件は、商品マーケットでの商標権や著作権を侵害する模倣品や海賊品の製造や販売、或いは税関での商標権侵害品の輸入や南米南部の各国への侵害品の積替え輸出が中心である。一方、アルゼンチンでは民事や刑事訴訟を選択することになるものの、多くの日本企業はアルゼンチンでの特許権や意匠権を保有していないため、主に商標権を活用することになることが多い。なお、権利行使では市場で長く使用され、当業界での顧客を保有していることを条件として、非登録商標に基づくこともできる。

一般的に、アルゼンチン市中での侵害行為に対する権利行使は、スピードや効果の面から民事手続きの仮差止を活用することになる。そのため、知的財産権者は事前に収集した侵害の証拠や理由書を民商事裁判所に提出するが、さらに好ましくは、被疑侵害品サンプルに対する真贋鑑定書を併せて提出することが効果的である。こうした準備ができていない場合は、権利行使をするには不十分であると判断すべきである。

一旦、仮差止が認められれば、侵害が行われている店舗等で、被疑侵害品の目録の作成、被疑侵害品のサンプルの入手、又は全ての被疑侵害品の差押(適切な保証金の支払いが条件となる)、また、全ての侵害品の輸入差止、知的財産権の使用禁止命令などの処分を受けることができる。侵害品の廃棄や損害賠償は民事訴訟で判断される対応であり、最終的な処分までは時間がかかる。

いずれにしても、知的財産権の侵害があれば、侵害者の事業活動に対して、仮差止を行い、差押えた被疑侵害品のサンプルが侵害品と認定されれば、侵害者は反訴をする機会を失うのである。アルゼンチンの場合、侵害品が確保された時点で被疑侵害者は諦める傾向があるので、こうした状況を立証できるような状況となっているかどうかを判断することが肝要である。

下記は、知的財産権者が権利行使前の準備段階で確認するポイントである。

1. アルゼンチンで適切な知的財産権を保有している場合、対象となる商標権などの知的財産権が有効であることを確認する。
2. 被疑侵害品がその知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較検討する。
3. どのような救済を求めるか検討する。主に、侵害規模や侵害内容から、仮差止による和解か、民事訴訟や刑事訴追をするかを検討する。
4. 知的財産権関係書類など裁判所へ提出する書類を準備する。例えば、登録証、現地代理人への委任状(公証、認証が必要)、証拠及び侵害鑑定書など



全ての必要書類を正しく準備する。

5. 被疑侵害者の店舗や居所など侵害地に関する情報、被告となる被疑侵害者の情報、可能であれば代表者の氏名や住所などを示す関連資料を準備する。
6. 仮差止を求める場合は、仮差止処分が遅れることで知的財産権者に生じる損害やリスクについての説明を準備する。

#### 4.5 警告状

アルゼンチンでは、警告状が被疑侵害者に対する注意喚起の役目を果たすと考えられており、仮差止や提訴前に逃走や被疑侵害品の隠ぺいなどにつながるためあまり使用されていない。また、警告状の発送は権利行使の義務となっていない。従って、その効果が予測できる相手の場合のみ、警告状を発送することが勧められる。

アルゼンチンで警告状を発送する場合の記載事項は下記の通りである。警告状を発送する目的は、被疑侵害者に侵害している実情を理解させ、侵害行為を速やかにやめさせることにあるので、応答期間を短く設定する。そして、被疑侵害者が要求に従い、侵害品の引渡、侵害関与者の開示、再犯しないことなどを記載した同意書に署名することが最低条件となる。

警告状に記載する事項は、次の通りである。

- ① 知的財産権者の情報
- ② 侵害されている知的財産権の情報、登録番号や商標など
- ③ 侵害が発生している場所
- ④ 侵害している製品やサービスなどの状況
- ⑤ 侵害による処罰など法的処分
- ⑥ 被疑侵害者に対する要求、例えば、販売中止や在庫の引渡、関係者の開示、再犯しないことへの同意など
- ⑦ 応答期限

警告による侵害中止交渉は、被疑侵害者にとって、処罰がなく比較的対応しやすいと判断されるため、成果が出る場合がある。司法による処分では、被疑侵害者にとって裁判所に対する対応、費用の負担などに加えて、裁判所から調査を受けた店舗、倉庫などの在庫のすべてを処分しなければならないため、警告に対応する方が対応しやすいと判断されることもその背景にある。

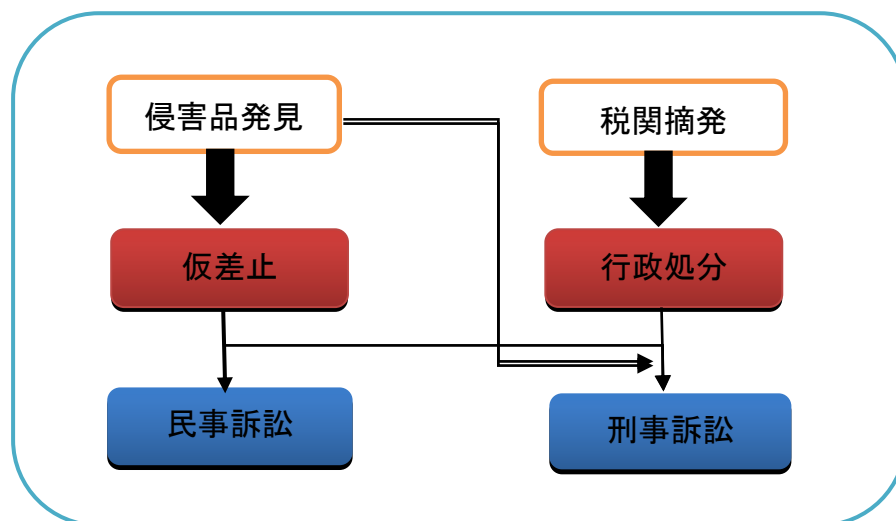
#### 4.6 侵害に対する法的措置

アルゼンチンでは、知的財産権者が交渉により侵害者に対峙して、解決を図ることができる場合は、比較的規模のある会社などに限られる。

従って、侵害品を輸入販売する、又は製造や販売する被疑侵害行為に対して、迅速で効果的な対策をとるための最良の法的措置は、仮差止を伴う民事訴訟及び税関摘発である。

アルゼンチンでの権利行使は下記の図の通り、一般的に民事仮差止による民事訴訟や刑事訴訟、或いは直接刑事訴訟するルート、及び税関摘発による行政処分とその後の民事訴訟や刑事訴訟のルートがある。ブエノスアイレスなどの市中で侵害品の製造や販売が発見された場合、その地域の裁判所に仮差止の請求を行い、民事訴訟による損害賠償や刑事訴訟による処罰を求めることになる。

##### アルゼンチンでの代表的権利行使ルート



権利行使のスピード、コスト、及び効果の面から仮差止や税関摘発が推奨される選択である。特に、税関には侵害品の廃棄命令を出す権限があり、早期の決着が期待できる。

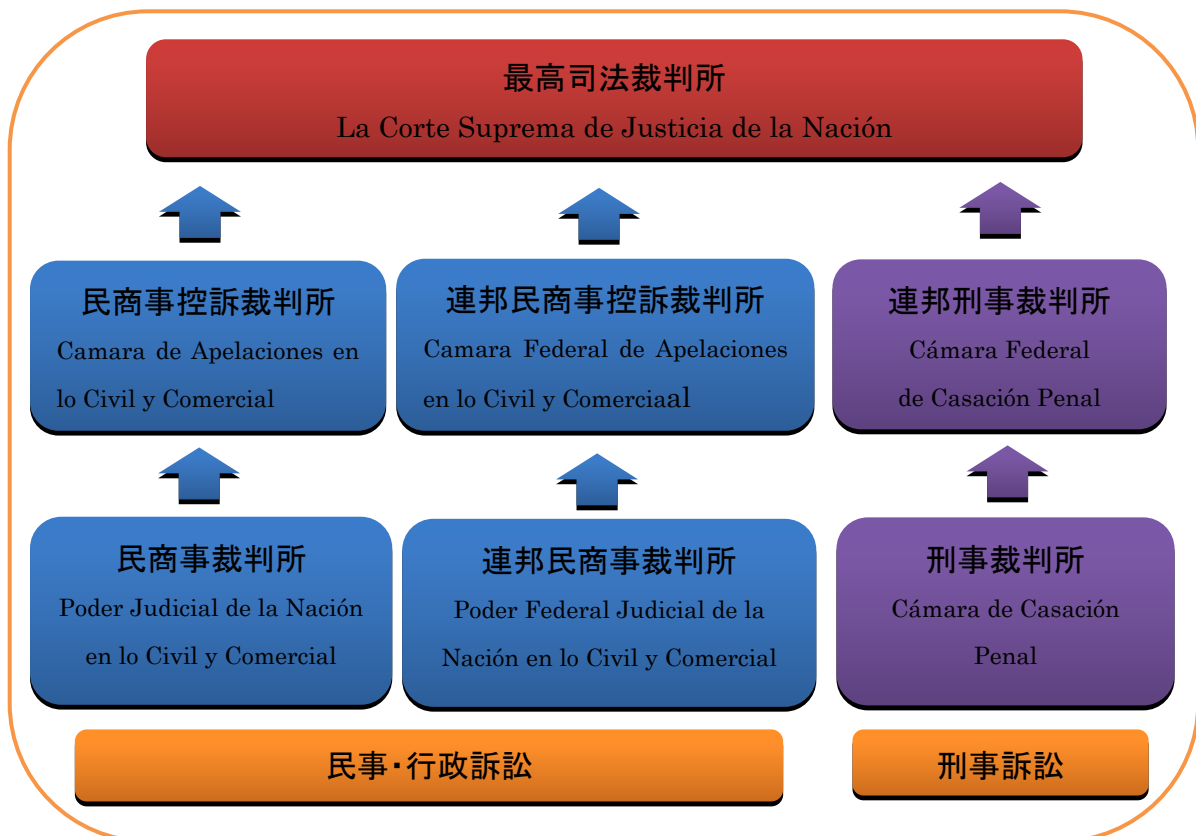
アルゼンチンでの民事訴訟を開始するには、他の国とは違い調停手続きが完了していることを条件としており、提訴前に調停人の前での和解交渉を行うことが求められる。調停が不調となったことを受けて、民事訴訟を開始することができる。民事訴訟の平均的期間は約 2.5 年と言われている。アルゼンチンの刑事告訴は軽犯罪

を対象とせず、社会的に犯罪の影響が大きい場合でないと利用できないことがあり、訴訟期間も3年以上かかることから利用しづらいところがある。

## 5. 侵害に対する救済手段

アルゼンチンの司法体系は民商事と刑事のそれぞれの裁判所があり、民商事裁判所は普通裁判所(地方)と連邦裁判所から構成される。知的財産権に関わる法律は、著作権法を除き連邦法であるため、特許権、意匠権及び商標権を対象とする事件は連邦裁判所の管轄である。著作権は連邦法ではないために、普通裁判所が管轄する。裁判手続きは、原則、二審制を採用している。最高司法裁判所への再審請求も可能であるが、最高司法裁判所は事実審を行なわない。下記の司法体系は参考用に簡略化したものである。

### アルゼンチンの司法体系



民事訴訟では、被害者である知的財産権者が民事的救済と金銭的損害賠償を求めるものである。民事的救済の内容は個別の事件ごとに民商事裁判所が決定するが、知

的財産権者が侵害を発見し、提訴後、民商事裁判所での通常の審理をへて、知的財産権それぞれに応じた不正使用や侵害行為に対する差止、侵害品の処分や損害賠償などの民事的救済内容が決定される。そして、民事的救済は刑事処罰から独立したものであり、知的財産権者が民事及び刑事の両方の救済を求める場合は、民商事裁判所と刑事裁判所のそれぞれに提訴することが必要である。

## 5.1 民事訴訟

被疑侵害製品を商品マーケットで発見した場合、知的財産権者は、まず販売差止を考え、そして、その被疑侵害者による侵害の度合いや市場で受けた被害の規模に応じて、製造や輸入の中止、損害賠償請求の必要性を判断し、証拠の入手を開始する。この項では、民事救済手続きとして、被疑侵害者を急襲する仮差止、及び実質的な侵害行為の処分と損害賠償を求める民事訴訟手続きについて説明する。

### ●仮差止

被疑侵害者に対する対策として、警告書を送付して、相手の対応を見ながら穏やかに侵害行為の中止をするよう交渉を進めることが考えられる。しかし、この対策は被疑侵害者にその侵害状況が既に注目されていることを知らせることになり、被疑侵害者の応答がなければ、交渉できず、対策に遅延が生じ、被疑侵害者の隠遁や被疑侵害品を隠ぺいする対応策がとられるために、実効を上げることができないことが生じる。

従って、知的財産権者は被疑侵害者に権利行使があることが知られないように準備を進め、突然、被疑侵害が行われている場所を捜査し、被疑侵害者による販売行為を暫定的に差止めるとともに、侵害証拠を確保するために、裁判所による仮差止を行う。その目的は、被疑侵害の店舗などにおいて、被疑侵害品の目録作成、サンプル収集、侵害状況の確認、及び被疑侵害品を差押えすることにある。

仮差止を行うためには、知的財産権者は合法的権利と権益を有し、差止が遅れ侵害が継続することで知的財産権者の利益が実際損なわれるリスクがあることを立証しなければならない。主な必要書類等は下記の通り。

- ① 代理人への委任状（公証及び認証付き）
- ② 仮差止申立書及びその理由書
- ③ 対象となる知的財産権の有効な登録書のコピー（著作権は著作権登録証）
- ④ 被疑侵害品サンプルと真正品の比較説明書
- ⑤ 被疑侵害地及び被疑侵害者の情報
- ⑥ 保証金

仮差止の申立は侵害地に所在する第一審の民商事裁判所に申し立てる。申立は平均的に15日から20日で審査される。特に、著名商標の場合は迅速に処理される。裁判所は被疑侵害行為が正当であり、仮差止のために被疑侵害者が受ける損害が発生した場合の保証として、仮差止の範囲に応じた適切な保証金(Bond)の算定を行い、その支払いを申立者に求める。支払わなければ、執行は認められない。

仮差止は裁判所の専門の担当職員により執行される。ブエノスアイレス市の場合には速やかに執行されるが、地方の場合は執行までに比較的時間がかかることがある。裁判所職員は知的財産権者やその代理人、或いは専門家と共に被疑侵害地に赴き、被疑侵害品の目録作成やサンプルの収集を行う。知的財産権者は現場で侵害品の確認を行い、裁判所職員に説明する役割を果たさなければならない。仮差止作業において、裁判所職員は被疑侵害品の差押や輸出禁止命令などを出す。

被疑侵害者となるのは、被疑侵害品の販売者以外に、被疑侵害品に関わった製造業者、ディーラー、再販売業者、或いは、輸出入業者が考えられる。仮差止の捜査においては、販売状況、流通ルートを確認できる現場でもあるため、被疑侵害者の取引状況を確認するとともに、被疑侵害品の製造地でない場合は製造者やディーラーの情報や輸出入業者の情報を聴取することも重要である。被疑侵害者は、仮差止を受けている作業中に説明の求めに応じて、販売開始時期、流通チャンネル、数量、価格、関係書類等の説明をしなければならない。

特許侵害の場合、知的財産権者は被疑特許侵害品のサンプルを複数入手するとともに、製造や生産方法を確認する。また、差止対象に侵害品のみならず、製造にかかわる材料、部品に加え、製造装置も仮差止の対象とするよう手配することが肝要である。この執行のためには、申立て時に被疑侵害が継続することで受ける被害、侵害証拠の滅失の可能性などについての合理的な説明に加え、被疑侵害者が受ける損害に対する保証金を支払わなければならない。

仮差押えが終わると、裁判所職員は差押えた被疑侵害品に差押書を貼り付け、差押目録及び聴取した内容に基づき報告書を完成する。これらの目録や報告書には立ち会った知的財産権者やその代理人、被疑侵害者などが署名する。被疑侵害品の処分は非侵害の可能性もあり、後日の裁判での判決や当事者の和解交渉により決定される。なお、申立者である知的財産権者は目録や報告書のコピーを入手し、15日以内に民事或いは刑事訴訟を提訴する時に活用する。

関連の法規定は下記の通り。

特許法	意匠法	商標法	著作権法	TRIPS
第 83-86 条	第 24-25 条	第 38-39 条	第 74 条	第 50 条

#### ●民事訴訟手続き

知的財産権者は、権利侵害を発見した場合、民商事裁判所に侵害証拠に基づく侵害の中止及び実際の損害額や逸失利益を立証することにより、被告である被疑侵害者に審判と救済を求めることができる。アルゼンチンで注意しなければならないことは、損害額の立証をしても、裁判所により認定される損害賠償額は比較的少額であること、及び前述の仮差止が執行されたり、後述する税関差止が執行されたりしていても、民事的救済を求める場合、調停法(Law on Mediation and conciliation No.26.589)の規定が優先し、民事訴訟の提訴前に調停手続きが終わっていることが条件となる2点である。

調停手続きは裁判所が主導するものではなく、当事者が自主的に行うものであり、知的財産権に関わる民事訴訟においては、その訴訟開始前に必ず完了していなければならない不可欠な作業である。調停人は当事者とは全く関係のない人物でなければならず、通常は普通控訴裁判所或いは連邦控訴裁判所が備えている調停人リストから適切な調停人を選択する。

調停人の選択が終わると、調停手続きは調停人のオフィスで行われる。通常は、両当事者の和解交渉を行うことになり、所定の期間内に終えることになる。ここでの調停人の目的は調停を成功させることではない。調停人は和解が成立しなくとも、調停会議録を作成するので、不調に終わった場合、知的財産権者はこの調停会議録を民事訴訟の提訴時に裁判所に提出することで、訴訟を開始することができる。一方、調停が成功した場合、和解調停書が作成され、両当事者と調停人が署名して和解が成立する。なお、侵害者が調停結果に従わない場合は、契約違反の民事訴訟を起し、裁判所に執行を求めることができる。

アルゼンチンでは比較的大きな侵害や損害が発生していない事件の場合、調停をうまく活用した方が短期間で決着できる可能性がある。被疑侵害者も長期間にわたる裁判への対応はしたくないところであるから、和解契約において、侵害行為の中止、侵害品の引渡、侵害品や製造部品の入手先の提供など、及び約定の完了日に加えて、契約違反時の違約金やペナルティについても定めることで、訴訟に至らずとも解決する手段として活用することができる。

第一審の民商事裁判所に提訴する時の必要書類等は、下記の通り。

- ① 代理人への委任状（公証及び認証付き）
- ② 訴状及びその理由書
- ③ 対象となる知的財産権の有効な登録書のコピー
- ④ 被疑侵害品サンプルと真正品との比較説明書
- ⑤ 被疑侵害地及び被疑侵害者の情報
- ⑥ 損害額の説明書（損害賠償を請求する場合）
- ⑦ 調停会議録

民事訴訟は民商事訴訟法に基づき進行するが、その訴訟プロセスの概要は下記の通り。

(1) 侵害発生地为民商事裁判所に提訴

調停手続きを終えて、交渉がまとまらない場合、知的財産権者は救済を求めて、侵害発生地の裁判所に提訴する。なお、刑事処罰を民事請求と同時に請求することはできない。証拠の追加提出はできないので、この段階で証拠を必ずそろえることが肝要である。

(2) 訴状の送達

訴状送達がなされたことの両当事者による確認が裁判所より求められる。

(3) 訴答

訴状の送達後、被告には15日以内に訴答及び立証が求められる。

(4) 予備審問(ヒアリング)

証拠交換と双方の主張が交わされ、反論等が行われる。この段階での拒否や説明回避などは致命的な結果につながるため注意が必要である。また、和解交渉の糸口とすることも可能であり、裁判官は調停や仲裁を勧告することが認められている。

(5) 審理

裁判所の審理は書面で提出された弁護士意見書に基づきなされる。この段階までに提出された証拠や最終的な弁護士の包括嘆願書に基づき、裁判官は証拠に基づいた侵害の認定や損害賠償額の確定を行い、結審する。

(6) 判決と執行

裁判官は判決書を作成し、両当事者に送達する。勝訴した場合、判決書を受領した原告が裁判所に判決内容の執行を請求することで、判決が執行される。

民事訴訟では、提訴時の十分な侵害証拠の準備、及びヒアリングでの侵害立証が重要なポイントである。知的財産権者は対象となる知的財産権とその権利が保護する範囲（例えば、商標権であれば指定商品や役務、特許権であれば特許請求の範囲）、及び被疑侵害品がどのようにその権利を侵害しているか、侵害品サンプルを使って対比分析を行い、分かりやすく説明する。そして、被疑侵害品と真正品のそれぞれのサンプルを提出することは、裁判官の理解を助けることになるため、適宜準備し、裁判官に対し説明し、心証形成に努めることは肝要である。

特許侵害においては、2000年の物質特許制度の導入を受けて、2004年1月に法改正がなされて、医薬品などの製造方法特許を侵害する場合の対応が変更されたことに注意が必要である。侵害対象が方法特許である場合、裁判所は被告に対して、その製品を製造する方法が特許方法と異なることの立証を求められることができる。しかし、対象製品がいわゆる旧製品であり、対象となる特許方法の出願日前から市場に存在する場合、立証がなければ非侵害が推定されるため、原告は当該特許方法が使用されていることの立証を求められる。

損害賠償においては、原告が侵害による損害額を立証しなければならない。ほとんどの侵害にかかる情報は被告側にあるためにその算定は容易ではない。通常は、会計の専門家が侵害における損害額を査定した報告書を裁判所に提出する。しかし、侵害者の日常の活動のすべてを把握することはできないために、裁判所もそのまま決定できず、原告や被告が提出した証拠に基づき、手続法の規定に基づく範囲で任意に決定されるために賠償額は比較的少額となることが多い。

被告は判決の結果に対して、15日以内に連邦民商事控訴裁判所に上訴することができる。また、判決が確定しながらも被告が対応しない場合、原告は裁判所に執行を求めることができる。裁判所が指定した期限以内に被告が損害賠償金を支払わず、遅延が生じても、懲罰的な処分はなされない。

## ●民事的救済内容

権利種別	救済内容
特許・実案	侵害の停止、損害賠償(第81条)
意匠	侵害の停止、損害賠償(第19-20条)、廃棄(第22条)



商標	侵害物の差押、廃棄、使用停止(第34-35条)
著作権	侵害の停止、損害賠償

## 5. 2 刑事訴追(訴訟)

知的財産権にかかる法律は刑事罰を規定しているが、連邦法であり、公共の利益を伴うものであるために、知的財産権者、裁判所、及び検察、或いはその他の法執行機関が侵害発生地連邦刑事裁判所に刑事訴追の手続きを取ることができる。

知的財産権者は自身の知的財産権が侵害された場合や虚偽表示がされた場合、民事訴訟と同時に、或いは、単独で被疑侵害者を刑事訴追することができる。なお、特許の場合は発明者の権利が不法に占有された場合もその対象となる(第 75 条)。しかし、模倣品などの商標事件の場合は軽犯罪と見做され、刑事罰を要求することが少ないために、刑事裁判官は知的財産権に関する事件の経験が少なく、刑事事件の例は少ない。従って、アルゼンチンでの刑事訴追はその事件が社会的に見て影響が大きい、或いは知的財産権者が侵害から受ける被害や損害が比較的大きい場合に利用することが適当であると考えられている。

刑事訴訟手続きは民事訴訟のように調停手続きを必要とせず、刑法に基づき進行する。また、提訴に必要な書類等は民事訴訟とほぼ同じであるが、その手続きは大きく事前調査、予備審問と口頭審判の3つの段階に分けることができる。その訴訟プロセスの概要は下記の通り。

### (1) 事前調査

民事訴訟の場合と同様、知的財産権者が告訴する場合、自ら被疑侵害者及び被疑侵害品の取引に関する証拠収集をする。また、最初から一応の被疑侵害証拠を準備し、検察や裁判所に告訴することで、検察は職権で、或いは裁判所からの捜査命令により被疑侵害の調査と必要な証拠収集を行う。この段階で、知的財産権者は民事訴訟と同様に対象となる知的財産権の登録証などの権利証書や侵害にかかる説明書を提供する。

### (2) 予備審問

裁判所は、被告と当事者を呼び出し、関連事実、証拠、関係当事者、被告の個人情報、犯罪状況、犯罪動機、及びその他の要因を確認する。認定作業において、不足の資料や情報が発生した場合、或いは、新たな調査対象が発生した場合、裁判所は追加の調査を検察に命じる。現在は、裁判所が追加調査をすることは行われていない。

この段階で、裁判官が十分な調査が完了していると判断した場合、原告及び被告に対して、この段階で結審するかどうか、口頭審判に進むか、或いは更なる調査を求めるかどうか確認する。

### (3) 口頭審判

口頭審判は3名の裁判官により、予備審問での証拠に基づき被告に罪状認否などの審問を行う。口頭審問は犯罪の状況や内容により複数回開催されるが、最終的に裁判官が判決を下す。この判決に対して、被告は15日以内に連邦控訴刑事裁判所に上訴することができる。更に、最高司法裁判所まで上訴が可能である。

判決が確定すると、知的財産権者は裁判所に対し、侵害品の処分及び訴訟結果を公示することを請求することができる。侵害品は廃棄を要求することができるが、慈善活動に利用や販売されることもある。

### ● 刑事救済内容

権利種別	救済内容
特許・実案	発明者権利の侵害:6ヵ月以上3年以下の禁固刑と罰金(第75条) 特定条件に該当する場合1/3に軽減(第77条) 虚偽表示:罰金(第78条) 再犯:罰金の2倍(第79条) 共謀:刑法の規定を援用
意匠	侵害:罰金3,000ペソ以上100,000ペソ以下、再犯は2倍(第21条)
商標	侵害:3ヵ月以上2年以下の禁固刑及び100万ペソ以上1億5千万ペソ以下の罰金(国庫収入)を併科。(第31条)
著作権	一般侵害:1ヵ月以上6年以下の禁固刑(第72条の2) 公演侵害:1ヵ月以上1年以下の禁固刑と1000ペソ以上3万ペソ以下の罰金の併科(第73条) 虚偽侵害:1ヵ月以上1年以下の禁固刑と1000ペソ以上3万ペソ以下の罰金の併科(第74条) 刑法第172条の援用

参考:アルゼンチンペソは1ペソが約13円(2014年10月現在)

## 5.3 税関取締

アルゼンチンの税関総局は、ブエノスアイレス(Buenos Aires)、コルドバ(Córdoba)、サンタ・フェ(Santa Fe)など24の支局があり、輸出入物品の監督、国家安全保障、経済、公衆衛生、環境などの保護、危険又は違法商品の取引を禁止す

る役目がある。

アルゼンチン政府は WTO に加盟後、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)の規定に準拠して、2004年に税関法を改正し、特許、商標及び著作の知的財産権を侵害する貨物の簡単な検閲を開始し、2006年の税関法(No.25.986)改正及び関連規則(No.2216)の改正後、現在では、商標権と著作権を侵害する貨物の輸出入を制限する体制をとっている。こうした改正を受けて、税関は商標権者による税関への商標登録や商標局のデータを活用した職権による商標権侵害、及び知的財産権者による税関への被疑侵害貨物情報の通報を受けて被疑侵害品の対策を実施している。

税関総局は2007年4月に不正商標室(División Fraude Marcario)を特別に設置し、商標権を侵害する貨物の摘発と差止の役割を与えた。商標権を侵害する疑いのある貨物の輸出入が発見された場合、その情報を商標権者に通知する業務を開始している。不正商標室は輸入業者が提出した通関手続き書類などの真偽を確認するため、商標局に保有する全ての登録商標に関する情報の提供を求めることができ、また、必要に応じて求めなければならない。そして、その疑わしい輸出入貨物に対する商標権者の合法的な承認が存在しなければ、税関はその侵害者或いは輸出入業者に対して、侵害品の処分などの行政執行ができるのである。

#### ●税関総局への商標登録

2007年2月の法改正により、商標権者は税関に自発的に自らの商標権を登録できるようになり、税関内部に当該商標のデータベースが構築されることにより、疑わしい輸出入貨物に税関のより迅速な対応を期待できるようになった。

この登録商標の税関登録自体は強制ではないが、不正商標室の運用する監視登録システム(Sistema de Asientos de Alerta)に2年間登録される。その後は満了日の30日前までに更新申請をすることで登録を維持できる。このシステムは税関での商標登録手続きの統一及び商標権の権利執行の統合を目指したものであり、一旦商標登録がなされると全ての税関がシステムにアクセスし、疑わしい貨物に対して統一した対応を取れることになる。税関は侵害品の流通を停止させる権利を有しており、輸出入貨物が指定された商品であり、使用されている商標が登録されている商標と同一或いは類似する場合、商標権者に通知し、侵害と確認できれば、その輸入禁止、及び又は差止命令を出すことができる。

登録の願書(OM Form 2270)に記載する必要な情報と資料は下記の通り。

- ① 商標権者、正規輸入者、及びライセンシーの名称と連絡先、複数あれば全て。
- ② 連絡先と納税 ID 番号(現地の代理人の情報で可)
- ③ 対象となる商標権の登録証(或いは更新証)のコピー
- ④ 商標権により輸出入を差止めたい商品の HS コード(統計品目番号)、複数ある場合は複数の登録作業となる。
- ⑤ 正規商品や商標自体の特徴などを示すパンフレット、見本や説明書
- ⑥ 正規品の輸出入が行われる代表的な港湾名称(参考情報)
- ⑦ 委任状(公証認証付き)

一般的に、日本企業が現地に子会社などを持たない場合、税関に対する代理人として、例えば、現地弁護士に対応を一任することになる。従って、現地代理人との友好的関係を構築するとともに、自社商品や侵害品、また自社の商標に関する情報の共有をすることが肝要である。

例えば、正規品と侵害品を容易に見分ける方法、商標が複数の図形や色彩から構成されるような場合の解説など、現地代理人が活動しやすい情報の提供を行うことが好ましい。なお、税関への情報提供は必要不可欠な範囲にとどめ、被疑侵害会社などの情報をブラックリストとして、或いは正規取引先の会社をホワイトリストとして提供することが望ましい。

#### ● 税関での差止手続き

税関は職権、或いは特定な被疑侵害品貨物の通報に基づき、日々の輸入貨物の検査を行っている。通関業務は大量な貨物の確認を行い、しかも短期間で対応しなければならないために、現地代理人は活動しやすく、対応を理解している立場の人物や組織を選定することが望ましい。

税関での被疑侵害品の発見から処分までのプロセスは次の通りである。

##### (1) 被疑侵害品の発見と通知

税関職員は、主に運送書類の不整合などから貨物の確認を行うことで、登録商標と同一或いは類似する商標を付した不正貨物を発見する。不正貨物を発見した場合、税関職員は当該貨物を留置し、商標権者(或いは税関登録時に指定した代理人)に被疑侵害品の写真のついた電子メールで通知する。

##### (2) 侵害鑑定

商標権者はその通知を受けて、被疑侵害品の真偽を確認する。この対応は税関の通知日を含めて、3 営業日以内に終えなければならない。提供され

た写真から確認できない場合、現場での確認を求めることができる。商標権者、或いはその代理人が被疑侵害品の鑑定結果、侵害品でない場合、或いは侵害を認定できない場合は、その旨を税関に報告する。税関は当該貨物を開放し、通関する。なお、合法的な真正品の並行輸入を止めることはできない。

### (3) 行政処分の請求

商標権侵害が確認できた場合、商標権者は侵害品であることを税関に通知し、併せて税関法に基づく差止と廃棄を請求する。商標権者は商品の特徴や商標について述べることができ、その主張に基づき、輸入差止と廃棄処分が税関当局の権限で行われる。通常、侵害品を輸入している当事者は何の対応もせずに諦めることが多い。

### (4) 民事及び刑事訴訟

商標権者は行政処分が完了後も、その証拠に基づき、民事訴訟や刑事告訴を行うことで、輸入業者を含む利害関係者に対する損害賠償や処罰を請求することができる。なお、商標権者が上記の手続きに関与しない、或いはできない場合、税関は職権で侵害判断を行い、必要な処分をするとともに、侵害の度合いが高い場合は刑事告訴を検察に付託することができる。

税関での行政処罰としての廃棄は、時には、その製品の有用性や有価性から慈善的な処分としての無償提供や販売による売上の寄付などを求めることがある。この処分は当事者の意思によるものであり、必ず慈善的な対応をする必要はないが、こうした処分があることは知っておくべきである。また、輸入業者や運送業者に対する処罰として、罰金や輸出入ライセンスの停止やはく奪などの場合もある。

なお、商標権者による税関での差止は、上記の税関の職権による検査とその後の処分以外に、貨物の輸送情報を事前に知っている場合も、当該貨物便や到着する港、予定日時、貨物内容及び輸出入業者の情報を税関に通報することで、上記と同様の手順で侵害品の処分や民事及び刑事訴訟を起こすこともできる。

この税関での差止手続きにおける費用やその負担などについて、法令は何らの規定も設けていないため、現在のところ、商標権者には何らの費用負担も求められていない。費用が発生した場合は、輸出入業者や運送会社に負担が求められているのが現状である。

## 5.4 その他の紛争処理

アルゼンチンでは、民事訴訟で説明したように、知的財産権侵害や契約違反に対して、調停法に基づき、調停人の主導による和解交渉がしばしば行われている。訴訟により長期間不安定な状況となるよりも、調停を活用することは早い解決とその後の対応に効果的であると考えられる。

ところで、アルゼンチンでもインターネットの利用が急増しており、インターネット上で通販サイトやオークションサイトでの商標権や著作権の侵害が大きな問題となっている。しかし、インターネットサービスプロバイダ (ISP) の責任を規定する法律がまだ未整備のアルゼンチンでは、商標法、著作権法、その他の一般法規を適宜利用するしかない状況である。一方、主要なインターネット事業者は知的財産権に関する自主規制のルールを決めて、知的財産権者からの通報などのトラブルに対応を開始している。

インターネット事業者と交渉することで、インターネットサイトから侵害品や不正な表示を削除する手続きは費用対効果があるうえに、大量な侵害品やその情報が短期間に消去できる効果が期待できる。従って、知的財産権者はインターネットサービス事業者に対する適切な対応ができるように、標準的な対応法を定めておくことが好ましい。例えば、次のような事項と対応する内容を確認することが勧められる。

- ① 不正行為状況
- ② 被害の対象となる権利や損害
- ③ 当該インターネット店舗との関係
- ④ 求める責任の範囲

アルゼンチンでは音楽著作物の不正なダウンロードや楽曲データの不正販売がインターネットを通じて行われている。また、そうした情報ソースは Google や Yahoo などの検索エンジン提供者のサイトからリンク情報が提供されているために、その情報が削除されない限り、その侵害が継続することになる。

こうしたインターネット上での侵害については、最高裁判所が近々新たな指針を出すとの情報もあるが、インターネット事業者や音楽著作権協会などと協働した対策が進みつつあるので、必要な準備を行い、現地の弁護士に相談しながら対策を開始することが勧められる。

## 6. 留 意 事 項

- (1) アルゼンチンでは、景気の悪いときに利益を得るために、有名商標や有名商品にタダ乗りする行為が行われる。これは、アルゼンチンでは本物である真正品が販売されていないことがしばしばあるためである。このような場合、模倣品の販売が増加する傾向にある。こうした状況が続かないように、商標権などの知的財産権者は機会をとらえて権利行使するだけでなく、積極的に権利行使を繰り返すことで、権利者は積極的な攻撃をしてくるとの印象を構築することは有効な対策である。
- (2) 侵害者は常に、悪意のない侵害であること、或いは、対象となる知的財産権の存在を知らなかったとの抗弁を行うが、アルゼンチンではこうした抗弁は成立しないばかりか、責任を逃れることはできないのである。
- (3) 侵害対策は迅速に行うことが肝要であり、また、相手にこちらの動向を知られないように準備と対応は秘密裏にその作業を進めることが好ましい。
- (4) 著名商標でアルゼンチンでは未登録の場合でも、アルゼンチン国内で長期間の使用や顧客の存在、業界での知名度に基づき権利行使をすることができる。こうした未登録商標で権利行使に成功しているのは殆ど外国の商標である。もちろん、自社の商標権を取得し保有することは重要であるが、権利が未登録の場合でも現地での商標の使用や販売の記録を保管し、権利行使において活用できるようにすることに注意を払う。外国での著名性や使用の主張は有効ではないことに注意が必要である。
- (5) 裁判所での対策を選択した場合、侵害品と真正品の比較分析をした鑑定書を必ず提供し、担当官の判断を助けることが好ましい結果につながる。
- (6) アルゼンチンでの登録商標を税関登録することは侵害対策の効果を上げる。税関職員が侵害品を見分けられるように説明会、資料提供など積極的に協力するだけでなく、友好関係を構築することが好ましい。なお、税関対応に現地代理人の協力が不可欠であり、代理人との友好関係も維持することが好ましい。
- (7) アルゼンチンでは、残念ながら国民のみならず政府関係者においても、知的財産権に対する関心が低いこと、また真正品を見たことがなく、真偽を把握できていない場合も多い。こうしたことから、広告宣伝による知名度の向上や自社製品に偽造防止などの対策を行い、真贋判断を容易にする対策は効果を上げる。

- (8) 知的財産権による権利行使ができない場合で、現地の代理店や侵害品を製造や販売する会社の行為が不公正取引や消費者に被害を及ぼしている場合、公正取引委員会(Comisión Nacional de Defensa de la Competencia)、消費者保護及び仲裁機構(Dirección Nacional de Defensa del Consumidor y Arbitraje de Consumo Secretaría de Comercio)による処分が可能かどうかを検証し、可能であれば現地の弁護士に対応策を相談する。
- (9) 現地に優良な弁護士事務所を確保する。弁護士事務所を通じて、警察、裁判所や税関と友好的な関係を構築することは、簡単な案件から難しい案件まで、好ましい結果を上げることにつながる。

## 7. その他の関連団体

### 7.1 アルゼンチン産業財産代理人協会

**Asociación Argentina de Agentes de la Propiedad Industrial (AAAPI)**

住所: Suipacha 576, 5th floor, Office “6”  
(C1008AAL) Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

Tel: +54-11-4322-75049

Email: [secretaria@aaapi.org.ar](mailto:secretaria@aaapi.org.ar)

Web: <http://www.aaapi.org.ar>

[1949年に設立された、主要なアルゼンチンの事務所で構成される知的財産権代理人により構成される協会で、知的財産権の活用、開発の促進や防御に取り組むことを使命としている。]

### 7.2 アルゼンチン産業財産代理人会議

**Cámara de Agentes de la Propiedad Industrial de Argentina (CAPIRA)**

住所: 25 de Mayo 158, 2nd Floor, Office 50  
(1002) Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

Tel: +54-11-4342-2788

Email: [capira@capira.org.ar](mailto:capira@capira.org.ar)

Web: <http://www.capira.org.ar>



[2005年に設立された、アルゼンチンや南米の知的財産権代理人により構成される団体で、知的財産権の活用に取り組むことを使命としている。]

### 7.3 ジェトロ・ブエノスアイレス

#### JETOR Buenos Aires

住所: EDIFICIO Comega,  
Av. Corrientes 222, 14th floor,  
Ciudad de Buenos Aires  
Argentina

Tel: +54-11-4001-3182

FAX: +54-11-4001-3183

Web: [http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/ar\\_buenosaires/](http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/ar_buenosaires/)

[日本政府の経産省の外郭団体、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)の現地出先であり、産業情報提供が受けられる]

